令和５年度及び令和６年度

近畿農政局随意契約登録者名簿登録申請手引

近　畿　農　政　局

〒602－8054
京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
京都農林水産総合庁舎
電話：（０７５）４１４－９０４１（会計課直通）

目　　次

〔１〕随意契約登録者名簿登録申請受付要領
１．受付期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２．受付場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３．受付する契約の業種区分及び営業品目　・・・・・・・・・・・・・・・・　３
４．申請上の留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
５．申請書提出後の変更等の届出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

〔２〕記載例
１．随意契約登録者名簿登録申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
２．随意契約登録者名簿登録申請書変更届・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

〔３〕申請書様式等
１．随意契約登録者名簿登録申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
２．随意契約登録者名簿登録申請書変更届・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

〔１〕随意契約登録者名簿登録申請受付要領

令和５年度及び令和６年度における近畿農政局が発注する物品役務等の契約に係る随意契約参加資格の審査申請の受付は、下記により行います。

記

１．受付期間

１）「近畿農政局随契登録」専用メールによる受付

令和４年１２月１日（木）～令和５年１月２０日（金）

２）本局受付（近畿農政局（本局）に持参若しくは郵送により提出する場合）

令和４年１２月１日（木）～令和５年１月２０日（金）

９：００～１２：００、１３：００～１７：００

３）地方受付（近畿農政局管内事業（務）所に持参若しくは郵送により提出する場合）

令和４年１２月１日（木）～令和５年１月１３日（金）

９：００～１２：００、１３：００～１７：００

注）・土曜日、日曜日、祝日及び令和４年１２月２９日（木）から令和５年１月３日（火）は閉庁日ですので、ご注意願います。

・郵送による場合は受付終了日当日の消印有効とします。

２．受付場所

１）**「近畿農政局随契登録」専用メールアドレス：　kinki_zuikei056@maff.go.jp**

２）本局受付：近畿農政局会計課審査係

〒602-8054　京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

京都農林水産総合庁舎

電話番号　（０７５）４１４－９０４１（直通）

３）地方受付：近畿農政局管内事業（務）所

所在地等については次ページ参照

（注）１の受付期間内に申請されますと、随意契約登録者名簿登録者の資格の有効期間は、原則として令和５年４月１日から令和７年３月31日までとなります（令和５年２月中旬に、受付番号を通知する予定です）。

なお、１の受付期間を経過した後も、登録名簿有効期間満了日（令和７年３月31日）まで随時受付を行いますが、随意契約登録者名簿への登録手続きが遅れる場合がありますので御了承願います。

また、１）の「近畿農政局随契登録」専用メールは、登録名簿有効期間満了日（令和７年３月31日）まで開設しておりますので、随時受付による申請や後述する変更届の提出においても利用いただけます。

別　紙

近畿農政局管内事業（務）所受付所在地一覧表

名　　称	受付窓口	住　　所		電　話　番　号
（事業所・事務所）				
淀川水系土地改良調査管理事務所	庶務課 経理第1係	〒612-0855	京都府京都市伏見区桃山町 永井久太郎56番地	075-602-1313
淀川水系土地改良調査管理事務所 加古川水系広域農業水利施設総合管理所	経理担当	〒673-0515	兵庫県三木市志染町 三津田1525	0794-87-3321
南近畿土地改良調査管理事務所	庶務課 経理第1係	〒638-0821	奈良県吉野郡大淀町下渕388-1	0747-52-2791
土地改良技術事務所	庶務課 経理係	〒612-0847	京都府京都市伏見区 深草大亀谷大山町官有地	075-641-6391
湖東平野農業水利事業所	庶務課 経理係	〒527-0029	滋賀県東近江市八日市町2-7	0748-22-7820
東条川二期農業水利事業所	庶務課 経理係	〒673-1431	兵庫県加東市社490-66	0795-42-0600
亀岡中部農地整備事業所	庶務課 経理係	〒621-0805	京都府亀岡市安町野々神31-5	0771-29-0260
和歌山平野農地防災事業所	庶務課 経理係	〒640-0413	和歌山県紀の川市貴志川町 神戸327-1	0736-65-3360

※組織の再編等により最寄りの事業所の連絡先等が変更となる場合があります、その際は近畿農政局会計課審査係
　０７５－４１４－９０４１（会計課直通）までお問い合わせ下さい。

３．受付する契約の業種区分及び営業品目

受付する契約の業種区分及び営業品目等は次のとおりです。御不明な点がありましたら受付窓口へ問い合わせ願います。

１）建設工事契約

コード番号	業 種 の 区 分	内　　容
０１	土木一式工事	土木工事業
０２	建築一式工事	建築工事業
０８	電気工事	電気工事業
０９	管工事	管工事業
１１	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
１３	舗装工事	舗装工事業
１７	塗装工事	塗装工事業
２０	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
２２	電気通信工事	電気通信工事業
２４	さく井工事	さく井工事業
９９	その他工事	大工工事業
		左官工事業
		とび・土工・コンクリート工事業
		石工事業
		屋根工事業
		タイル・れんが・ブロック工事業
		鉄筋工事業
		しゅんせつ工事業
		板金工事業
		ガラス工事業
		防水工事業
		内装仕上工事業
		熱絶縁工事業
		造園工事業
		建具工事業
		水道施設工事業
		消防施設工事業
		清掃施設工事業
		解体工事業

２）測量・建設コンサルタント等契約

コード番号	業 種 の 区 分	内　　容
７１	測量	測量法（昭和24年法律第188号）第３条に規定する測量業務
７２	土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和25年法律第229号）第３条に規定する土地家屋調査業務
７３	建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第３号に規定する建設コンサルタントに係る業務
７４	建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けて営む業務
７５	計量証明	計量法（平成４年法律第51号）第２条に規定する計量証明業務
７６	地質調査	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条に規定する地質調査に係る業務
７７	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条に規定する補償コンサルタントに係る業務
７８	その他	その他登録を受けて営む業務

３）物品の製造契約

コード番号	営　業　品　目	説　明（具体的事例）
１０１	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、寝具等
１０２	ゴム・皮革・プラスチック製品類	タイヤ、かばん、合成皮革等、ＦＲＰ製灯塔等
１０３	窯業・土石製品類	ガラス、陶磁器等
１０４	非鉄金属・金属製品類	アルミ、ブリキ、洋食器、鉄塔、鋼管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ（標体）等
１０５	フォーム印刷	
１０６	その他印刷類	オフセット印刷、軽印刷等
１０７	図書類	書籍、新聞、出版等
１０８	電子出版物類	ＣＤ－ＲＯＭ等
１０９	紙・紙加工品類	製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
１１０	車両類	自動車、自動二輪、自転車等、清掃車、散水車、除雪車、ブルトーザー、フォークリフト、トラクター等
１１１	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
１１２	船舶類	
１１３	燃料類	ガソリン、軽油、ガス等
１１４	家具・什器類	木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子等
１１５	一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、造幣事業用機械器具、印刷事業用機械器具等
１１６	電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、蓄電池、発電器、遠方監視装置、レーダー雨量装置等
１１７	電子計算機類	コンピュータ、パソコン、汎用ソフトウェア等
１１８	精密機器類	計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、光学機器等
１１９	医療用機器類	ＭＲＩ、ベット等
１２０	事務用機器類	細断機、複写機、穿孔機等
１２１	その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、自動車検査用機械器具、林業用物品等
１２２	医薬品・医療用品類	医薬品、医療用消耗品、Ｘ線フィルム、検査試薬、医療用ガス等
１２３	事務用品類	事務用品、文具等
１２４	土木・建設・建築材料	セメント、アスファルト、木材、石材、砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、スノーポール等
１２９	その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、その他

４）物品の販売契約

コード番号	営　業　品　目	説　明（具体的事例）
２０１	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、寝具等
２０２	ゴム・皮革・プラスチック製品類	タイヤ、かばん、合成皮革等、ＦＲＰ製灯塔等
２０３	窯業・土石製品類	ガラス、陶磁器等
２０４	非鉄金属・金属製品類	アルミ、ブリキ、洋食器、鉄塔、鋼管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ（標体）等
２０５	フォーム印刷	
２０６	その他印刷類	オフセット印刷、軽印刷等
２０７	図書類	書籍、新聞、出版等
２０８	電子出版物類	ＣＤ－ＲＯＭ等
２０９	紙・紙加工品類	製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
２１０	車両類	自動車、自動二輪、自転車等、清掃車、散水車、除雪車、ブルトーザー、フォークリフト、トラクター等
２１１	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
２１２	船舶類	
２１３	燃料類	ガソリン、軽油、ガス等
２１４	家具・什器類	木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子等
２１５	一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、造幣事業用機械器具、印刷事業用機械器具等
２１６	電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、蓄電池、発電器、遠方監視装置、レーダー雨量装置等
２１７	電子計算機類	コンピュータ、パソコン、汎用ソフトウェア等
２１８	精密機器類	計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、光学機器等
２１９	医療用機器類	ＭＲＩ、ベット等
２２０	事務用機器類	細断機、複写機、穿孔機等
２２１	その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、自動車検査用機械器具、林業用物品等
２２２	医薬品・医療用品類	医薬品、医療用消耗品、Ｘ線フィルム、検査試薬、医療用ガス等
２２３	事務用品類	事務用品、文具等
２２４	土木・建設・建築材料	セメント、アスファルト、木材、石材、砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、スノーポール等
２２９	その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、その他

5）役務の提供等契約

コード番号	営　業　品　目	説　明（具体的事例）
３０１	広告・宣伝	広告、映画、ビデオ、広報、イベント企画等
３０２	写真・製図	写真撮影、製図、製本等
３０３	調査・研究	調査、研究、検査等
３０４	情報処理	統計、集計、データエントリー、媒体変換等
３０５	翻訳・通訳・速記	翻訳・通訳・速記、筆耕等
３０６	ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発等
３０７	会場等の借り上げ	会議施設借り上げ、設営等
３０８	賃貸借	建物、寝具、植木、物品等
３０９	建物管理等各種保守管理	清掃、警備、廃棄物処理、害虫駆除、機器保守、電話交換等
３１０	運送	タクシー、ハイヤー、荷造り、運送、倉庫、旅行等
３１１	車両整備	車両、航空機、ヘリコプター等の整備
３１２	船舶整備	船舶の整備
３１３	電子出版	ＣＤ－ＲＯＭ製作等
３１５	その他	医療事務、検体検査、フィルムバッチ測定等の各種業務委託、その他

6）物品の買受け契約

コード番号	営　業　品　目	説　明（具体的事例）
４０１	立木竹	
４０２	その他	鉄屑回収、古紙回収等

４．申請上の留意事項

１）申請書の提出部数は１部で、**押印は不要**です（記入した内容を訂正する場合も、訂正印は不要です）。なお、法人番号の指定を受けている事業者は、**法人番号（13桁）も記載**して下さい。

※　「令和５年度及び令和６年度近畿農政局随意契約登録者名簿」登録申請においては押印不要としておりますが、他機関が実施する登録申請においては、それぞれの申請手引書等を御確認の上、その指示にしたがって下さい。

２）申請書の提出にあたっては、なるべく**「近畿農政局随契登録」専用メール**を御利用ください（令和７年３月31日まで開設しています）。

（ア）「近畿農政局随契登録」専用メールアドレス　kinki_zuikei056@maff.go.jp

（イ）メールによる申請書の提出方法

・メール件名は「登録申請書の提出」として下さい。

（５の「変更等の届出」を行う場合は、「変更届の提出」として下さい。）

・メール本文の記載については任意です。申請書及び別紙経営規模等総括表をPDF化したファイルを添付して、送信して下さい。

（５の「変更等の届出」を行う場合は、変更届と添付書類をPDF化したファイルを添付して、送信して下さい。）

（ウ）その他

申請書記載事項に不備・不明な点がある場合の連絡や受付番号の通知等は、申請書を送信していただいたメールアドレス宛てに、「近畿農政局随契登録」専用メールから送信いたします。

３）持参または郵送により提出される場合も、なるべく申請書にE-mailアドレスの記載をお願いします。記載していただきますと、申請書記載事項に不備・不明な点がある場合の連絡や受付番号の通知等は、「近畿農政局随契登録」専用メールから送信いたします。

４）申請書の審査及び名簿への登録は全て近畿農政局本局で行い、名簿への登録が完了しましたら、受付番号をメール若しくは郵送により通知いたします。なお、申請書を提出する際に、受理された旨の確認のために受理票の交付を希望される場合は、仮の受付番号を記載した受理票を発行いたしますので、提出時にお申し出下さい。

５）申請書は、近畿農政局及び管内事業（務）所における随意契約において有効となりますので、複数の受付窓口に重複して申請しないように御注意下さい。

６）申請書別紙（経営規模等総括表）に記載する決算に関する事項については、申請日の直前に確定した決算の内容に基づき記載して下さい。

７）申請書への記載は、黒字でお願いします（紙媒体の場合は、黒字ボールペンを使用して下さい（フリクションボールペン等、書いた文字が消せるボールペンは不可）。このほか、申請書の記載にあたっては、記載例も御確認下さい。

８）一般競争（指名競争）参加資格審査申請により資格を付与されている場合は、随意契約登録者名簿に登録された者と見なして取扱うことが出来ますので、この申請は不要です。

５．申請書提出後の変更等の届出

申請書提出後、その内容に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出して下さい。

（添付書類例は、下記のとおりです。）

なお、変更届には、当初登録時に通知された**受付番号を明記の上**、別紙「随意契約登録者名簿登録申請書変更届」により受付場所（随意契約登録者名簿登録申請書の提出先と同じ）へ１部提出して下さい（なるべく**「近畿農政局随契登録」専用メール：**kinki_zuikei056@maff.go.jpを御利用ください）。

記

変　更　事　項	添　付　書　類
廃業等の場合（登録を受けた者が死亡したとき、法人が合併により消滅したとき、法人が破産により解散したとき、法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき並びに登録を受けた登録部門に係る営業を廃止したとき）	①当該事項変更届 ②登記事項証明書（写）等
住所、商号又は名称及び代表者の氏名を変更した場合（必ずフリガナを付けて下さい。）	①当該事項変更届 ②＜法人の場合＞ 登記事項証明書（写） ＜個人の場合で住所変更の場合＞ 住民票（写） ＜個人の場合で氏名変更の場合＞ 戸籍全部（若しくは一部）事項証明書（写）
個人企業より法人組織に変更した場合及び法人組織を変更した場合	①当該事項変更届 ②登記事項証明書（写） ③許可証明書（写）
電話番号等を変更した場合	①当該事項変更届
許可・登録等の状況について変更があった場合	①当該事項変更届 ②許可・登録等の証明書（写）
営業所等の名称、代表者、所在地及び電話番号等に変更があった場合	①当該事項変更届 ②委任状（委任している場合で、名称・代表者に変更があった場合）

〔２〕　記　載　例

ア　登録申請書

イ　変　更　届

※受付番号	近畿農政局で記載します

登録申請書記載例

随意契約登録者名簿登録申請書（新規・更新）

前回登録済みの場合は更新を〇で囲む

令和５年度及び令和６年度において、近畿農政局で行われる随意契約の相手方として随意契約登録者名簿に登載願いたく申請します。
なお、この申請書及びその添付書類については、実際と相違ないことを誓約します。

１．希望する契約の種類　①　建設工事　②　測量・建設コンサルタント等　③　物品の製造
希望する契約の種類を〇で囲む（複数選択可）　④　物品の販売　⑤　役務の提供等　⑥　物品の買受け

２．希望する営業品目等
１．で選択した契約の種類の中で、希望する営業品目をコード番号とあわせて記載
２２０　事務用機器類、２２１　その他機器類、３１５　その他

３．主たる契約の種類　①　建設工事　②　測量・建設コンサルタント等　③　物品の製造
１．と異なり１つだけ〇で囲むこと　④　物品の販売　⑤　役務の提供等　⑥　物品の買受け

４．経営規模等総括表　別紙のとおり

令和　５　年　１　月　９　日

近　畿　農　政　局　長　殿

（郵便番号）　602-8054

法人番号の指定を受けている事業者は記載
（法人番号）　1234567890123

フリガナ　ｷｮｳﾄｼｶﾐｷﾞｮｳｸﾆｼﾉﾄｳｲﾝﾄﾞｵﾘｼﾓﾁｮｳｼﾞｬﾏﾁｻｶﾞﾙﾁｮｳｼﾞﾌﾞﾛﾁｮｳ1-3
住　所　京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町１－３

フリガナ　ｶｲｹｲｻﾝｷﾞｮｳ
商号又は名称　株式会社　会計産業

・「住所」「商号又は名称」「氏名」に必ずフリガナを記載
（「株式会社」「一般社団法人」等にはフリガナ記載不要）

役　職　代表取締役

フリガナ　ｶｲｹｲ　ﾀﾛｳ
代表者氏名　会計　太郎

※　押印は不要となりました。

フリガナ　ｶｲｹｲ　ｼﾞﾛｳ
担当者氏名　会計　次郎

受付番号通知の送信先となるE-mailアドレスを記載

電話番号：075-451-0000

E-mail：　kaikei@****.**.jp

＊記入漏れの無いようお願いします。

※受付番号	近畿農政局で記載します

別　紙

＊記入漏れの無いようお願いします。

経　営　規　模　等　総　括　表　（随　意　契　約）

「設備の額」欄は、１で「物品の製造」を選択した場合に記載する

申請者の直前１年間の決算期間を記載

製造等実績高	随意契約を希望する業種区分 ２.の「希望する営業品目等」ごとに分けて記載する	直前１年度分決算 令和元年　８月から 令和２年　７月まで	※自己資本額	千円 ３０，０００	※設備の額	千円 ５００
	２２０　事務用機器類	千円 ２２，０００	職員の数	常勤職員 人 ２４	非常勤職員 人 ７	合計 人 ３１
	２２１　その他機器類	５，０００	営業年数等	創業 昭和４５年１０月　１日		営業年数 創業日から申請日までの満年数 ５０年
	３１５　その他	４１，５００				
	業種区分ごとの実績高の記載が困難な場合は、計欄に総額を記載し、業種区分ごとの決算欄には、計欄の総額に対する割合及び当該割合の金額を記載して差し支えありません。 220事務用機器類　50%　10,000千円 221その他機器類　20%　4,000 315その他　30%　6,000 計　20,000		過去１年間における近畿農政局との契約実績高	千円 ４５０		
			審査結果	近畿農政局で記載します 適　　否		

記載要領
１．一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の記入に準じて記入すること。
２．※印は、個人であって記入困難な場合は、当該申請書の申請機関に相談すること。（受付番号欄は近畿農政局にて記入する）

変更届記入例

登録している契約の種類を〇で囲む

随意契約登録者名簿登録申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受け）

令和　5年　7月　8日

近　畿　農　政　局　長　　殿

受　付　番　号　000000
住　　所　〒602-8054
京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 1-3
商号又は名称　株式会社会計産業
代表者氏名　代表取締役　会計　一郎　　押印は不要
（担当者氏名）　会計　次郎
連絡先（電話・E-mail）075-451-0000、kaikei@****.**.jp

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1．変更内容

変　更　事　項	変　更　前	変　更　後	変更年月日
代表者氏名	代表取締役 会計（カイケイ）　太郎（タロウ）	代表取締役 会計（カイケイ）　一郎（イチロウ）	令和５年 ６月１日

変更となる事項をわかりやすく記載してください。　（住所・氏名にはフリガナを必ず記入願います。）

2．変更事項に係る添付書類名
登記事項証明書

変更内容に応じた添付書類を記載

記載要領
1．提出部数は１部とします。
2．登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受け）に〇印を付すこと。
なお、複数の種類において登録されている者は、その種類に〇印を付すること。
3．本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。

〔3〕　申　請　書　様　式　等

ア　登録申請書

イ　変　更　届

注）申請にあたっては、この冊子の用紙をお使い下さい。

なお、必要に応じこの用紙を適宜複写してお使い下さい。

また、近畿農政局ホームページでは、Word形式のファイルを提供しています。

https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html

（上記ページの「競争参加資格の審査申請等」の項目を御覧下さい。）

※受付番号						

随 意 契 約 登 録 者 名 簿 登 録 申 請 書（新規・更新）

令和５年度及び令和６年度において、近畿農政局で行われる随意契約の相手方として随意契約登録者名簿に登載願いたく申請します。
なお、この申請書及びその添付書類については、実際と相違ないことを誓約します。

１．希望する契約の種類　　①　建設工事　　②　測量・建設コンサルタント等　　③　物品の製造
④　物品の販売　　⑤　役務の提供等　　⑥　物品の買受け

２．希望する営業品目等

３．主たる契約の種類　　①　建設工事　　②　測量・建設コンサルタント等　　③　物品の製造
④　物品の販売　　⑤　役務の提供等　　⑥　物品の買受け

４．経営規模等総括表　　別紙のとおり

令和　　年　　月　　日

近　畿　農　政　局　長　　殿

（郵便番号）　　（法人番号）

フリガナ
住　　所

フリガナ
商号又は名称

役　　職

フリガナ
代表者氏名

フリガナ
担当者氏名

電話番号：　　E-mail

※受付番号						

別　紙

経　営　規　模　等　総　括　表　（随　意　契　約）

<table>
<tr><td rowspan="8">製造等実績高</td><td colspan="2">随意契約を希望する
業　種　区　分</td><td>直前１年度分決算
年　月から
年　月まで</td><td>※
自　己
資本額</td><td colspan="2">千円</td><td>※
設　備
の　額</td><td>千円</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>千円</td><td rowspan="2">職員の数</td><td>常勤職員</td><td colspan="2">非常勤職員</td><td>合　計</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>人</td><td colspan="2">人</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td rowspan="2">営　業
年数等</td><td colspan="3">創　業</td><td>営業年数</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="3">年　月　日</td><td>年</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="4">過去１年間における近畿農政局との契約実績高</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="4">千円</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>審査結果</td><td colspan="4">適　　否</td></tr>
</table>

記載要領
１．一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の記入に準じて記入すること。
２．※印は、個人であって記入困難な場合は、当該申請書の申請機関に相談すること。（受付番号欄は近畿農政局にて記入する）

随意契約登録者名簿登録申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受け）

令和　　年　　月　　日

受　付　番　号

近　畿　農　政　局　長　　殿

住　　所　〒

商号又は名称

代 表 者 氏 名

(担当者氏名)

連絡先（電話・E-mail）

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

１．変更内容

変　更　事　項	変　更　前	変　更　後	変更年月日

２．変更事項に係る添付書類名

記載要領

１．提出部数は１部とします。

２．登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受け）に○印を付すこと。
　なお、複数の種類において登録されている者は、その種類に○印を付すること。

３．本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。